

第24回 鬼北町農業委員会総会 進行原稿

1. 開催日時 令和7年6月24日（火） 午後13時30分～

2. 開催場所 中央公民館 3階 大会議室

3. 出席委員（14名）

1	山本伸男	2	山本弥須弘	3	篠崎英明	4	松浦 栄
5	中本 誉	6	兵頭正男	7	那須健一	8	山田耕二
9	清家壽秋	10	山下展輝	11	浅野剛志	12	毛利久志
13	兵頭知幸	14	谷口雄記				

4. 欠席委員（0名）

--	--	--	--	--	--	--	--

5. 議事日程

日程第1 議事録署名委員の指名について

日程第2 議案第90号 農地法第3条の規定による許可申請について

日程第3 議案第91号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

日程第4 議案第92号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による鬼北町農用地利用集積計画等促進計画(案)の意見聴取について

日程第5 議案第93号 令和7年秋季農業機械利用料金の設定について

6. 農業委員会事務局職員

局長	奥藤幸利	主幹	新谷 茂	主事	水代康成
----	------	----	------	----	------

7. 会議の概要

事 務 局	(司会進行)
会 長	(会長挨拶)
事 務 局	(司会進行)
議 長	ただいまの出席委員は14名であります。定数に達しておりますので、これより第24回鬼北町農業委員会総会を開催いたします。
議 長	これより本日の会議を開きます。本日の議事日程は、先日配布してあります次第のとおりといたします。各委員のご協力をお願いします。
議 長	日程第1 「議事録署名委員の指名について」 鬼北町農業委員会会議規則第39条の規定により、本日の議事録署名委員に6番 ひょうどう まさお 兵頭 正男 委員、7番 な す けんいち 那須 健一 委員、以上の両委員を指名いたします。よろしくお願いします。
議 長	続いて日程第2 議案第90号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。
議 長	順位1番について、 やまもの ぶお 山本信男委員より説明願います。
山 本 委 員	議席番号1番 山本です。 議案第90号「農地法第3条の規定による許可申請について」、順位1番について説明をします。
	【議案書に基づき、議案第90号 順位1番 説明】
山 本 委 員	6月19日に譲受人、井伊推進委員、事務局2名、私の計5名で現地調査を行いました。続いて調査書に基づき報告をします。
	【調査書に基づき、議案第90号 順位1番 説明】
山 本 委 員	以上、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。ご審議のほどよろしくお願いします。
議 長	ただ今、山本委員からの説明が終わりました。 これより質疑討論を行います。ご意見ございませんか。
	(質問、意見等なし)
議 長	ご意見もないようですので採決いたします。 議案第90号「農地法第3条の規定による許可申請について」、順位1番は申請のとおり許可することにご異議のない方は挙手をお願いします。
各 委 員	(挙手)
議 長	異議なしと認めます。 よって、議案第90号「農地法第3条の規定による許可申請について」、順位1番は、申請のとおり許可することと決定させていただきます。

議 長	順位 2 番について、中本 ^{なかもとたかし} 誉 委員より説明願います。
中 本 委 員	議席番号 5 番 中本です。 議案第 9 0 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」、順位 2 番について説明をします。
	【議案書に基づき、議案第 9 0 号 順位 2 番 説明】
中 本 委 員	6 月 1 9 日に譲渡人、譲受人、毛利推進委員、事務局 2 名、の計 5 名で現地調査を行いました。私は後日確認させていただきました。 続いて調査書に基づき報告をします。
	【調査書に基づき、議案第 9 0 号 順位 2 番 説明】
中 本 委 員	以上、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。ご審議のほどよろしく願います。
議 長	ただ今、中本委員からの説明が終わりました。これより質疑討論を行います。ご意見ございませんか。
	(質問、意見等なし)
議 長	ご意見もないようですので採決いたします。 議案第 9 0 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」、順位 2 番は申請のとおり許可することにご異議のない方は挙手をお願いします。
各 委 員	(挙手)
議 長	異議なしと認めます。 よって、議案第 9 0 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」、順位 2 番は、申請のとおり許可することと決定させていただきます。
議 長	順位 3 番について、中本 ^{なかもとたかし} 誉 委員より説明願います。
中 本 委 員	議席番号 5 番 中本です。 議案第 9 0 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」、順位 3 番について説明をします。
	【議案書に基づき、議案第 9 0 号 順位 3 番 説明】
中 本 委 員	6 月 1 9 日に譲受人、毛利推進委員、事務局 2 名、の計 4 名で現地調査を行いました。私は後日確認させていただきました。続いて調査書に基づき報告をします。
	【調査書に基づき、議案第 9 0 号 順位 3 番 説明】
中 本 委 員	以上、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。ご審議のほどよろしく願います。
議 長	ただ今、中本委員からの説明が終わりました。 これより質疑討論を行います。ご意見ございませんか。

	(質問、意見等なし)
議 長	ご意見もないようですので採決いたします。 議案第 90 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」、順位 3 番は申請のとおり許可することにご異議のない方は挙手をお願いします。
各 委 員	(挙手)
議 長	異議なしと認めます。 よって、議案第 90 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」、順位 3 番は、申請のとおり許可することと決定させていただきます。
議 長	順位 4 番について、 ^{やまだこうじ} 山田耕二委員より説明願います。
山 田 委 員	議席番号 8 番 山田です。 議案第 90 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」、順位 4 番について説明をします。
	【議案書に基づき、議案第 90 号 順位 4 番 説明】
山 田 委 員	6 月 19 日に譲受人、代理人、山本推進委員、事務局 2 名、私の計 5 名で現地調査を行いました。続いて調査書に基づき報告をします。
	【調査書に基づき、議案第 90 号 順位 4 番 説明】
山 田 委 員	以上、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。ご審議のほどよろしくをお願いします。
議 長	ただ今、山田委員からの説明が終わりました。 これより質疑討論を行います。ご意見ございませんか。
	(質問、意見等なし)
議 長	ご意見もないようですので採決いたします。 議案第 90 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」、順位 4 番は申請のとおり許可することにご異議のない方は挙手をお願いします。
各 委 員	(挙手)
議 長	異議なしと認めます。 よって、議案第 90 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」、順位 4 番は、申請のとおり許可することと決定させていただきます。
議 長	ここで、議長を会長職務代理者である ^{ひょうどうともゆき} 兵頭知幸委員に交代します。
	(議長交代)
議 長 (兵頭委員)	議長を交代いたしました。
議 長 (兵頭委員)	順位 5 番について、 ^{たにぐちゆうき} 谷口雄記委員より説明願います。

谷口委員	議席番号14番 谷口です。 議案第90号「農地法第3条の規定による許可申請について」、順位5番について説明をします。
	【議案書に基づき、議案第90号 順位5番 説明】
谷口委員	6月19日に使用貸人、使用借人、田中推進委員、事務局2名、私の計6名で現地調査を行いました。続いて調査書に基づき報告をします。
	【調査書に基づき、議案第90号 順位5番 説明】
谷口委員	以上、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。ご審議のほどよろしく申し上げます。
議長 (兵頭委員)	ただ今、谷口委員からの説明が終わりました。 これより質疑討論を行います。ご意見ございませんか。
西川委員	はい。許可申書の中でですね、興野々じゃなくて奥野々になってますので訂正されるようお願いいたします。
事務局	失礼いたしました。訂正するよう依頼いたします。
	(質問、意見等なし)
議長 (兵頭委員)	ご意見もないようですので採決いたします。 議案第90号「農地法第3条の規定による許可申請について」、順位5番は申請のとおり許可することにご異議のない方は挙手をお願いします。
各委員	(挙手)
議長 (兵頭委員)	異議なしと認めます。 よって、議案第90号「農地法第3条の規定による許可申請について」、順位5番は、申請のとおり許可することと決定させていただきます。
議長 (兵頭委員)	続いて日程第3 議案第91号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。
議長 (兵頭委員)	順位1番について、谷口 ^{たにぐちゆうき} 雄記委員より説明願います。
谷口委員	議席番号14番 谷口です。 議案第91号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」順位1番の説明をします。
	【議案書に基づき、議案第91号 順位1番 説明】
谷口委員	6月19日に使用貸人、使用借人、田中推進委員、事務局2名、私の計6名で現地調査を行いました。続いて調査書に基づき報告をします。
	【調査書に基づき、議案第91号 順位1番 説明】
谷口委員	以上により、申請地は転用しても問題ないと考えます。 ご審議の程よろしく申し上げます。

議 長 (兵頭委員)	ただ今、谷口委員からの説明が終わりました。 これより質疑討論を行います。ご意見ございませんか。
	(質問、意見等なし)
議 長 (兵頭委員)	ご意見もないようですので採決いたします。 議案第 9 1 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について」、順位 1 番は申請のとおり許可相当にすることにご異議のない方は挙手をお願い します。
各 委 員	(挙手)
議 長 (兵頭委員)	異議なしと認めます。 よって、議案第 9 1 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請につい て」、順位 1 番は、申請のとおり許可することと決定させていただきます。
議 長 (兵頭委員)	議長を谷口委員に交代します。
	(議長を交代)
議 長	議長を交代いたしました。
議 長	続いて日程第 4 議案第 9 2 号「農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定による鬼北町農用地利用集積等促進計画(案)に対する意 見聴取について」を議題といたします。事務局から説明願います。
事務局	それでは順位 1 番から順に読み上げて説明とさせていただきます。 読み上げる項目につきましては順位の番号、貸人の大字名と氏名。借人の 大字名と氏名、契約地の地番、地目、面積、備考欄といたします。
	【議案書に基づき、議案第 9 2 号 順位 1 番から 3 8 番まで説明】
事務局	以上でございます。ご審議の程よろしく願います。
議 長	ただ今、順位 1 番から 3 8 番の説明が終わりました。 これより質疑討論を行います。 ご意見ありませんか。
毛 利 委 員	12 番毛利です。確認なんですけど 21、22 番の分で面積が 1 反超のところが 全体で 5 万円となっていますが間違いないんですか。
事 務 局	間違いないです。
議 長	他にございませんか。
	(質問、意見等なし)
議 長	ご意見もないようですので採決いたします。 議案第 9 2 号「農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定 による鬼北町農用地利用集積等促進計画(案)に対する意見聴取について」順 位 1 から 3 8 番は原案のとおり決定することにご異議のない方は挙手をお

	願います。
各 委 員	(挙手)
議 長	異議なしと認めます。 よって、議案第 9 2 号「農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定による鬼北町農用地利用集積等促進計画(案)に対する意見聴取について」順位 1 番から 3 8 番は原案のとおり決定させていただきます。
議 長	続いて日程第 5 議案第 9 3 号「令和 7 年秋季農業機械利用料金の設定について」を議題といたします。事務局より説明願います。
事 務 局	議案第 9 3 号「令和 7 年秋季農業機械利用料金の設定について」を説明します。
	【議案書に基づき、議案第 9 3 号 説明】
事 務 局	以上で説明を終わります。
議 長	ただ今、事務局からの説明が終わりました。 これより質疑討論を行います。 ご意見ありませんか。
	(質問、意見等なし)
議 長	ご意見もないようですので採決いたします。 議案第 9 3 号「令和 7 年秋季農業機械利用料金の設定について」、原案のとおり設定することにご異議のない方は挙手をお願いいたします。
各 委 員	(挙手)
議 長	異議なしと認めます。 よって、議案第 9 3 号「令和 7 年秋季農業機械利用料金の設定について」、原案のとおり設定することといたします。
議 長	以上で本日の議案の審議は全て終了いたしました。 ご協力ありがとうございました。
議 長	以上で第 2 4 回鬼北町農業委員会総会を閉会いたします。
	事務局より連絡事項がありますので、そのままお待ちください。
	議事録署名委員
	6 番
	7 番